

別表エ. 管理型最終処分場の 廃止基準	地下水				放流水				保有水					
	基準値		年間測定回数		基準値		年間測定回数		基準値		年間測定回数			
	基準省令	要綱	基準省令	要綱	基準省令	要綱	基準省令	要綱	基準省令	要綱	基準省令	要綱		
1	アルキル水銀	(mg/l)	検出されないこと。		1					検出されないこと。		2		
2	水銀	(mg/l)	≦0.0005		1					≦0.005		2		
3	カドミウム	(mg/l)	≦0.003		1					≦0.03		2		
4	鉛	(mg/l)	≦0.01		1					≦0.1		2		
5	有機燐	(mg/l)								≦1		2		
6	六価クロム	(mg/l)	≦0.05		1					≦0.5		2		
7	砒素	(mg/l)	≦0.01		1					≦0.1		2		
8	シアン	(mg/l)	検出されないこと。		1					≦1		2		
9	ポリ塩化ビフェニル	(mg/l)	検出されないこと。		1					≦0.003		2		
10	トリクロロエチレン	(mg/l)	≦0.01		1					≦0.1		2		
11	テトラクロロエチレン	(mg/l)	≦0.01		1					≦0.1		2		
12	ジクロロメタン	(mg/l)	≦0.02		1					≦0.2		2		
13	四塩化炭素	(mg/l)	≦0.002		1					≦0.02		2		
14	1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	≦0.004		1					≦0.04		2		
15	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	≦0.1		1					≦1		2		
16	1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	≦0.04		1					≦0.4(シス)		2(シス)		
17	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	≦1		1					≦3		2		
18	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	≦0.006		1					≦0.06		2		
19	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	≦0.002		1					≦0.02		2		
20	チウラム	(mg/l)	≦0.006		1					≦0.06		2		
21	シマジン	(mg/l)	≦0.003		1					≦0.03		2		
22	チオベンカルブ	(mg/l)	≦0.02		1					≦0.2		2		
23	ベンゼン	(mg/l)	≦0.01		1					≦0.1		2		
24	セレン	(mg/l)	≦0.01		1					≦0.1		2		
25	1,4-ジオキサン	(mg/l)	≦0.05		1					≦0.5		2		
26	ほう素	(mg/l)								≦50(230)		2		
27	ふっ素	(mg/l)								≦15		2		
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/l)								≦200		2		
29	水素イオン濃度(水素指数)									5.8~8.6(5.0~9.0)		4		
30	生物化学的酸素要求量	(mg/l)								≦60	≦20	4	12	
31	化学的酸素要求量	(mg/l)								≦90	≦20	4	12	
32	浮遊物質量	(mg/l)								≦60	≦40	4	12	
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/l)								≦5		2		
34											≦30		2	
35	フェノール類	(mg/l)								≦5		2		
36	銅	(mg/l)								≦3		2		
37	亜鉛	(mg/l)								≦2		2		
38	溶解性鉄	(mg/l)								≦10		2		
39	溶解性マンガン	(mg/l)								≦10		2		
40	クロム	(mg/l)								≦2		2		
41	大腸菌群数	(個/cm ³)								日間平均≦3000		2		
42	窒素	(mg/l)								≦120(日間平均60)		4		
43	燐	(mg/l)								≦16(日間平均8)		2		
44	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	(mg/l)	≦0.002		1									
45	外観									放流先の水を著しく変化させるような色及び濁りのないこと。			12	
46	臭気									放流先の水に著しく臭気を帯させるような排水でないこと。			12	
47	ダイオキシン類	(pg-TEQ/l)			1			≦10	1		≦10		1	